

随意契約締結状況

(平成30年6月)

	物品等又は役務の提供の名称及び数量	随意契約 担当部課の名称 及び所在地	随意契約を 締結した日	随意契約の相手方の 氏名及び住所	随意契約にかかる 契約金額	随意契約によることとした理由	その他必要な 事項(備考)
1	工事管理CM	財政部契約課 東京都港区芝大門 1-1-3	平成30年6月1日	株式会社山下PMC 東京都中央区明石町8-1 聖路加タワー29階	3,240,000円	契約業者は、日本赤十字社ビル第2次中長期保全計画の策定業者であり、日本赤十字社ビルの修繕状況や建物の現在の状態に精通しているため、適切な保全計画を把握していることから、契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当するため日本赤十字社会計規則第36条第3項)	
2	企業年金基金への移行に伴う人事・給与システム及び退職給与システムの機能改修にかかるソフトウェア開発	財政部契約課 東京都港区芝大門 1-1-3	平成30年6月8日	テック情報株式会社 徳島県板野郡板野町犬伏字東谷 6-33	30,832,110円	契約業者は、当システムの開発業者であり本業務において動作環境の互換性の維持が可能であることから、契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当するため(日本赤十字社会計規則第36条第3項)	
3	製造工程自動化システムにおける半自動シーラー機の整備 台数:7	血液事業本部 経営企画部財務課 東京都港区芝大門 1-1-3	平成30年6月13日	三機工業株式会社 東京都中央区明石町8-1 聖路加タワー	26,989,200円	契約業者は、製造工程自動化システムの製造及び保守業者であり、当該案件の仕様を満たすことが可能なのは同社のみであることから、契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当するため(日本赤十字社会計規則第36条第3項)	
4	大容量冷却遠心機(TACSI)の整備	血液事業本部 経営企画部財務課 東京都港区芝大門 1-1-3	平成30年6月14日	テルモBCT株式会社 東京都新宿区西新宿3-20-2 東京オペラシティタワー49階	1,670,792,400円	契約業者は、当該機器の製造及び販売業者であり、当該案件の仕様を満たすことが可能なのは同社のみであることから、契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当するため(日本赤十字社会計規則第36条第3項)	
5	「レジナビフェア2018(大阪・東京)」への参加	財政部契約課 東京都港区芝大門 1-1-3	平成30年6月15日	株式会社メディカル・プリンシプル社 東京都千代田区内幸町1-3-2	4,682,880円	契約業者は、当該イベントの主催者であり、同社を通してのみ参加可能であることから、契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当するため(日本赤十字社会計規則第36条第3項)	
6	理事会及び第92回代議員会開催に伴う会場の借り上げ	財政部契約課 東京都港区芝大門 1-1-3	平成30年6月18日	社会福祉法人全国社会福祉協議会 東京都千代田区霞が関3-3-2 新霞が関ビル	1,735,052円	契約業者は、当該事業を実施するにあたり必要な条件を満たし、過去の使用実績から円滑な運営に適していることから、契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当するため(日本赤十字社会計規則第36条第3項)	

随意契約締結状況

(平成30年6月)

	物品等又は役務の提供の名称及び数量	随意契約 担当部課の名称 及び所在地	随意契約を 締結した日	随意契約の相手方の 氏名及び住所	随意契約にかかる 契約金額	随意契約によることとした理由	その他必要な 事項(備考)
7	抗体作製受託サービスの利用	血液事業本部 経営企画部財務課 東京都港区芝大門 1-1-3	平成30年6月20日	ジーンフロンティア株式会社 千葉県柏市柏の葉5-4-19	1,271,160円	契約業者は、同社のみが保有する情報に基づき、独自の技術を用いた他社には不可能な検査が可能であることから、契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当するため(日本赤十字社会計規則第36条第3項)	
8	デジタル個人線量計の年次点検	血液事業本部 経営企画部財務課 東京都港区芝大門 1-1-3	平成30年6月27日	株式会社日立製作所 ヘルスケアビジネスユニット 分析システム事業部 東京都台東区東上野2-16-1	1,923,264円	契約業者は、当該機器の製造業者であり、確実な保守体制のもと安定的かつ円滑な機器の点検を実施できるのは同社のみであることから、契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当するため(日本赤十字社会計規則第36条第3項)	
9	企業年金基金部分の退職給付債務・勤務費用の計算	財政部契約課 東京都港区芝大門 1-1-3	平成30年6月28日	みずほ信託銀行株式会社 東京都中央区八重洲1-2-1	2,862,799円	契約業者は、年金基金の幹事会社であり、また過去にも同様の業務を受託しているため、確実な業務の実施が期待できることから、契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当するため(日本赤十字社会計規則第36条第3項)	